

08/09 SAJ FIS 競技者登録について

2008.06.05
山梨県スキー連盟
事務局長 久保 宏

今期から SAJ への登録料の支払いは連盟事務局へ請求書が送られ連盟で支払います。選手個人が競技者登録の申し込みはできません。必ず所属団体事務局 連盟事務局を通じて登録を行ってください。ノルディックの選手も同様に手続きを行ってください。

[登録日程について]

第1回ポイントリスト掲載を希望する選手
(南半球での FIS 大会等に参加希望の選手など。)

平成20年6月10日までに全日本スキー連盟事務局に必着。

* 締め切りが近いので所属団体事務局、選手が直接、SAJ事務局に送っていただいても結構です。その際は提出書類のすべてのコピーを連盟事務局へ送ってください。

その他の登録者

平成20年7月20日(必着)までに所属団体でまとめて連盟事務局に送付。

これ以降の申し込みは期限後登録の事務手続きとなり、登録料が増額となりますのでご了承ください。

[前年度 SAJ 会員登録をしていない選手について]

昨年は未登録の選手については会員登録も同時にさせていただきましたが、**今年度は未登録の選手については9月の会員登録時に会員登録をしていただきます。**その際に新規会員として必ず登録をしてください。

[登録代金について]

競技者登録の登録費は連盟事務局で書類を受理した後に集計して所属団体事務局に請求書を送付いたします。納付期限までに連盟口座までご送金ください。

[選手宣誓について]

今年度は記載内容変更に伴い選手宣誓の署名が必要となりました。必ず本人の(保護者欄は保護者本人)署名をお願いいたします。

[不備書類の取り扱いについて]

今年度は書式が変更されています。記入内容を十分に確認して連盟事務局へ提出してください。記載内容の不備があった場合は所属団体事務局へ連絡した後に提出された書類は裁断処理の後に事務局で破棄します。早急に再提出してください。また乱字、FAX等のやり取りで読みづらい書類も不備の書類として取り扱います。

お問い合わせは連盟事務局までお願いいたします。